

市道路線の変更及び認定について

市道路線の変更及び認定について、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年8月31日提出

霧島市長 中 重 真 一

変更する路線

路線名		起 点 終 点	主要な 経過地等
川跡10号線	前	霧島市国分中央三丁目地先 霧島市国分中央三丁目地先	
	後	霧島市国分中央三丁目地先 霧島市国分中央三丁目地先	

認定する路線

路線名		起 点 終 点	主要な 経過地等
川跡12号線		霧島市国分中央三丁目地先 霧島市国分中央三丁目地先	

(提案理由)

改良を行った市道路線（川跡10号線）の起点を変更するとともに、当該変更に伴い旧道となる道路を引き続き市道（川跡12号線）として認定するため、市道路線の変更及び認定について、議会の議決を求めるものである。

位置図

【変更前路線】



【変更後路線及び認定路線】

